

お知らせ なんたん



第143号(2の1) 平成23年12月22日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1枚目(緑色) —

- 【表】・年末年始の救急医療について
・年末年始の市営バス・デマンドバス運休について
・後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について
・20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きを
- 【裏】・小学生親子料理教室を開催します
・多重債務無料法律相談を開催します
・平成24年南丹市消防団出初式を開催します
・大堰川ジョギング大会の参加者を募集します
・女性相談日のお知らせ
・「いのち」について考える講演会を開催します
・スプリングスひよし臨時休館のお知らせ
・第20回新春席書大会の参加者を募集します
・「ぼこぼこくらぶ」開催日のお知らせ
・子育てすこやかセンター1月事業のお知らせ

— 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】・平成24年度 償却資産申告書の提出について
・遊youひよし映画「奇跡」の上映会を開催します
・歴史・健康ウォーキングの参加者を募集します
・所得税および住民税の申告にかかる障害者控除について
・大人用おむつ代にかかる医療費控除について
・交通事故が多発しています
- 【裏】・フリー託児ルームを開設します
・身体障害者巡回更生相談を実施します
・南丹そのべとんどまつりを開催します
・お花教室の参加者を募集します
・第23回ソフトバレーボール交流大会を開催します
・平成24年南丹市成人式を生中継します
・丹波自然運動公園からお知らせ
- ・<〇〇地域版お知らせ>

年末年始の救急医療について

年末年始における南丹市内の救急医療機関は、公立南丹病院と園部丹医会病院の2病院です。診療体制は下記のとおりです。※救急医療を受ける場合は、事前に電話連絡をお願いします。詳細は、各医療機関に直接お問い合わせください。

●公立南丹病院 TEL (0771) 42-2510

12月28日(水)	通常診療
12月29日(木)	救急医療 ※救急医療に関しては、内科、小児科、産婦人科、外科系の担当医が交代で診療にあたります。ただし、12月31日は小児科、外科の医師が診療にあたります。 小児科：午前9時～午後4時、外科：午前9時～正午
12月30日(金)	
12月31日(土)	
1月1日(日)	
1月2日(月)	
1月3日(火)	
1月4日(水)	通常診療

●園部丹医会病院 TEL (0771) 62-0515

12月28日(水)	通常診療	救急医療
12月29日(木)	通常診療	
12月30日(金)	午前のみ(午前9時～正午) 診療	
12月31日(土)		
1月1日(日)	診療(午前10時～11時)	
1月2日(月)	※外科の医師が診療にあたります。	
1月3日(火)		
1月4日(水)	通常診療	

年末年始の市営バス・デマンドバス運休について

12月29日(木)～平成24年1月3日(火)の間、南丹市営バス・デマンドバスを運休します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◇問合せ先 交通対策室 TEL (0771) 68-0003

後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

<年金天引きから口座振替への変更>

後期高齢者医療保険料の納付方法が「年金からの天引き(特別徴収)」となっている方は、申請により「口座振替(普通徴収)」に変更できます。納付方法の変更を希望される場合は手続きをしてください。平成24年1月20日(金)までに手続きをすると、平成24年4月からの年金天引きを中止し、7月から口座振替となります。(平成24年2月分の年金天引きは中止することができません)なお、変更の手続きをしても保険料の総額は変わりません。

<平成23年度中に資格取得された方>

現在、納付書や口座振替で納付されている方は、平成24年度から「年金からの天引き」に移行する予定です。(資格取得された時期により、「年金からの天引き」への移行時期は異なります)「年金からの天引き」ではなく、「口座振替」での納付を希望される場合は手続きが必要です。

●**手続方法** 保健医療課または各支所健康福祉課に備え付けの申請書により申請してください。その後、金融機関において口座振替の手続きを行っていただきます。

※すでに変更の手続きをされている方は、再度していただく必要はありませんが、金融機関のみで口座振替の手続きをされている方は、「年金からの天引き」に移行する場合がありますので保健医療課または各支所健康福祉課で確認の上、申請書を提出してください。

●**持参いただくもの** 印鑑、口座振替される口座の通帳、通帳印

※代理の方が手続をされる場合は、委任状および代理の方の身分証明書をご持参ください。

<確定申告時の社会保険料の控除について>

納付方法により、税金の控除のされ方が異なります。

年金からの天引きの場合	年金の受給者に、社会保険料控除が適用されます。(年金天引きの場合、本人以外の社会保険料控除に適用できません)
口座振替または納付書の場合	口座振替または納付書により保険料を支払った方に、社会保険料控除が適用されます。

◇申込・問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きを

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入することが義務付けられています。学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方は、保健医療課または各支所健康福祉課で忘れずに加入手続きをしてください。サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者である第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

●**保険料の猶予・免除について** 国民年金の第1号被保険者の平成23年度の保険料額は、月額15,020円です。学生など、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなったりするおそれがあります。また、万が一のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。学生納付特例制度は、所得がない学生の方の本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって保険料免除制度や若年者納付猶予制度を利用することもできます。

◇問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041
京都西年金事務所 TEL (075) 315-1882 (代表)

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。